

(保 249) F
平成 23 年 3 月 23 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う生命維持に常時電源が必要な
重度障害者等の入院に係る支援について

東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、被災地等の医療機関においては、緊急的な対応が行われているところであります。

また、人工呼吸器等により生命維持に常時電源が必要な A L S 等の重度障害者等におかれては、十分な電力供給に問題が生じる中、安全な生活の確保が必要であります。

このような状況を踏まえ、人工呼吸器等により生命維持に常時電源が必要な A L S 等の重度障害者等の入院に係る生活の支援については、下記のとおり取り扱われますのでご連絡申し上げます。

記

【入院における生活の支援に関する取扱いについて】

- (1) 保険医療機関の入院に係る看護は、当該保険医療機関の看護要員のみによって行われるもので、患者の負担による付添看護が行われてはならないこととなっております。
- (2) ただし、例えば、コミュニケーション手段について、独自の特別な技術を要する重度の A L S 患者等については、当該患者との円滑な意思疎通を行うため、この手段について熟知している支援者が必要となる場合があります。
- (3) このため、今般の震災により被災した重度障害者等であって、入院中に当該患者の生活の特性を熟知している支援者による生活支援が必要な患者については、保険医療機関の入院において (1) の取扱いに係わず、当面、当該患者の生活に係る支援を実施して差し支えないこととなります。(つまり、当面、生活支援者の付添が認められます。)
- (4) なお、保険医療機関に滞在し、医学的管理等が行われた場合については、保険診療としての治療ということになります。

<添付資料>

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う生命維持に常時電源が必要な重度障害者等の入院に係る支援について

(平 23.3.18 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)